

令和4年8月2日

福岡市交通局の鉄道事業の旅客運賃上限設定認可について

令和4年6月8日付けで、福岡市交通局から鉄道事業法第16条の規定に基づき申請のありました鉄道事業の旅客運賃上限設定については、本日付けをもって申請のとおり認可しましたのでお知らせいたします。

また、当該申請事案について、広く利用者から意見を聴くためにパブリックコメントを実施したところですが、ご意見はありませんでした。

《概要》

1. 申請日

令和4年6月8日

2. 申請者

申請者名 福岡市

代表者 福岡市長 高島 宗一郎

所在地 福岡市中央区大名二丁目5番31号

3. 設定しようとする上限運賃を適用する路線

1号線 姪浜～福岡空港 13.1km

2号線 中洲川端～貝塚 4.7km

3号線 橋本～博多 13.6km

4. 申請理由

令和5年3月の3号線天神南～博多1.6kmの延伸に伴うキロ程の増加に伴い、現に適用している上限区間の最遠区間を超える区間に対して上限運賃を設定するため。

5. 変更しようとする上限運賃の種類および額

(1) 普通旅客運賃

	現 行		申 請	
	1区	3キロメートルまで	210円	3キロメートルまで
2区	3キロメートルを超え 7キロメートルまで	260円	3キロメートルを超え 7キロメートルまで	260円
3区	7キロメートルを超え 11キロメートルまで	300円	7キロメートルを超え 11キロメートルまで	300円
4区	11キロメートルを超え 15キロメートルまで	340円	11キロメートルを超え 15キロメートルまで	340円
5区	15キロメートルを超え 19キロメートルまで	360円	15キロメートルを超え 19キロメートルまで	360円
6区	19キロメートルを超え 20キロメートルまで	380円	19キロメートルを超えるもの	380円

(2) 定期旅客運賃

① 通勤定期〔1ヶ月〕

	現 行		申 請	
	1区	3キロメートルまで	8,170円	3キロメートルまで
2区	3キロメートルを超え 7キロメートルまで	10,220円	3キロメートルを超え 7キロメートルまで	10,220円
3区	7キロメートルを超え 11キロメートルまで	11,850円	7キロメートルを超え 11キロメートルまで	11,850円
4区	11キロメートルを超え 15キロメートルまで	13,080円	11キロメートルを超え 15キロメートルまで	13,080円
5区	15キロメートルを超え 19キロメートルまで	13,900円	15キロメートルを超え 19キロメートルまで	13,900円
6区	19キロメートルを超え 20キロメートルまで	14,710円	19キロメートルを超えるもの	14,710円

②通学定期〔1ヶ月〕

	現 行		申 請	
1区	3キロメートルまで	5,040円	3キロメートルまで	5,040円
2区	3キロメートルを超え 7キロメートルまで	6,290円	3キロメートルを超え 7キロメートルまで	6,290円
3区	7キロメートルを超え 11キロメートルまで	7,300円	7キロメートルを超え 11キロメートルまで	7,300円
4区	11キロメートルを超え 15キロメートルまで	8,050円	11キロメートルを超え 15キロメートルまで	8,050円
5区	15キロメートルを超え 19キロメートルまで	8,550円	15キロメートルを超え 19キロメートルまで	8,550円
6区	19キロメートルを超え 20キロメートルまで	9,060円	19キロメートルを超えるもの	9,060円

6. 実施予定日

令和5年3月(開業日から)

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 鉄道部 計画課

担当: 藤岡、谷口

電 話092-472-4051

FAX 092-472-2353

